永平寺町建設工事等の電子入札に関する取扱いについて

平成２６年１０月１５日

１　入札書受付期間について

入札書受付期間は原則として、開札日の前々日の午前８時３０分から午後５時までと前日の午前８時３０分から午後４時まで（永平寺町の休日を定める条例（平成１８年条例第２号）第１条に規定する町の休日を除く。）の２日間とする。

ただし入札執行者が必要と認める場合は、受付期間を変更することができるものとする（永平寺町電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第５条第３項および永平寺町建設工事等電子入札運用要領（以下「運用要領」という。）４（３）参照）。

例：開札日が月曜日である場合、入札期間は前の週の木、金曜日

開札日が火曜日である場合、入札期間は前の週の金曜日および前日の月曜日

２　案件登録の修正について

（１）入札書受付締切日時前においては、システムにより、入札中止書を送信する。

（２）入札書受付締切日時経過後においては、システムにより、取止め通知書を送信する。

３　入札の中止について

（１）入札を中止する場合は、案件変更画面で「入札中止」ボタンを押すことにより行う。

（２）入札中止は入札執行者が行うこととする（運用基準第６条第２項参照）。

４　入札方法変更通知書について

電子入札を紙入札に変更する場合の通知に使用する入札方法変更通知書については、**別紙様式**によるものとする（運用基準第７条および運用要領４（４）イ参照）。

５ 入札参加申込みについて

（１）特定共同企業体として入札参加を希望する場合には、代表構成員は、電子入札システム上での入札参加資格確認申請書または応募資料提出書の作成に当たって、ＪＶ参加の欄にチェックを入れ、共同企業体名称の欄に共同企業体名を記入するものとする（運用要領６（３））。

（２）共同企業体の名称は、次の例により記入するものとする。

例：○○建設（株）●●営業所・△△土建（株）、ＪＶ

６　受付票について

電子入札システム（以下「システム」という。）での申請書等受付と受付票発行手順との関係は、次のとおりとなる（運用基準第９、１０条参照）。

①入札参加資格確認申請書または応募資料提出書の送信（システムによる。）

②入札参加資格確認資料または応募資料の提出（郵送等による。）

③内容確認（補正等の必要のないことを確認）

④受付票の発行（システムによる。）

７　入札参加資格確認資料，応募資料ならびに総合評価落札方式による場合の技術資料提出書および技術資料（以下「技術資料等」という。）の提出について

入札参加資格確認資料、応募資料および技術資料等を、当分の間、運用基準第９条第１項第５号に該当するものとして郵送等により提出を求めることについては、当該案件の公告等にも明示する（運用要領７（１）ア参照）。

８　入札参加資格確認資料および応募資料に代えて送信する文書について

入札参加希望者が、入札参加資格確認資料および応募資料に代えて送信する文書の記載例については、**別紙参考１**のとおりとする。（運用要領７（１）イ（ア）参照）。

９　入札書の郵送等について

（１）入札書を郵送する場合（ＷＴＯ該当の入札に限る。）には、入札書は、二重の封筒により提出することとし、封筒に封入するものおよび封筒の記載については次表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 封入するもの | 封筒面書きの記載 |
| 外封筒 | 内封筒 | １　提出先（永平寺町の発注担当課名）２　対象工事・提出者を分明にする記載①（正確な）工事名②工事番号③開札日時④入札参加者名（業者名）⑤担当者名・連絡先（電話・ファックス番号）⑥「入札書（工事費内訳書）在中」と朱書 |
|  | 内封筒 | 入札書 | １　対象工事・提出者を分明する記載①（正確な）工事名②工事番号③開札日時④入札参加者名（業者名）⑤担当者名・連絡先（電話・ファックス番号）⑥「入札書（工事費内訳書）在中」と朱書 |

（２）封筒の記載例、封入の例については、**別紙参考２**のとおりとする。なお、入札参加資格確認資料、応募資料、技術資料等および積算（工事費）内訳書を封入した封筒の記載も同様とする。ただし、入札参加資格確認資料、応募資料および技術資料等については、郵送の場合であっても、二重の封入は必要としない（運用要領７（１）イ（ウ）参照）。

１０　積算（工事費）内訳書の確認について

積算（工事費）内訳書の確認作業については、入札執行者が総括し、町の入札立会人の立会いのもと、積算担当者において厳正に行うものとする。また、確認作業は、入札書の受付締切から開札日時までに行うこととし、原則として開札日当日に行うものとする。なお、一般競争入札（事後審査型）については入札参加資格の確認と併せて行うこととする。ただし、入札執行者が必要と認める場合には、これ以外のときにも確認作業を行うことができるものとする（運用基準第１５条、運用要領１０（４）参照）。

１１　開札について

（１）システムにおける「開札」とは、システム内の「一括開札」ボタンを押すことにより、入札者が送信等した入札額の一覧が表示されることを指すものとする（運用要領１１（１）参照）。

（２）電子入札を行った者が、開札場所での立会いを希望する場合には、入札執行者は立会い　　をさせる場所および時間を電話等の確実な方法で連絡し、立会いさせるものとする（代表者に限る。）。（要領１１（２）ア参照）

（３）ＩＣカードの名義人および有効期限の確認は、システム上で、次の者について行う。

ア　一般競争入札の場合

落札候補者（落札となるべき同価の入札をした者が複数ある場合は、それらの者。以下次号において同じ。）

イ　公募型指名競争入札および指名競争入札の場合

落札候補者および次順位者。なお、次順位者が複数ある場合は、その者のうち１名。

ウ　再度入札通知書を送信する場合

入札参加者すべて

（４）確認の結果、ＩＣカードの不正使用が判明した場合は、当該入札者の行った入札は無効とする。この場合において、前項ア、イにより確認を行った者の入札が無効となった場合は、更に次順位者について確認を行う。

（５）落札者が契約しない場合であって、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第９号の規定による随意契約を行う場合には、前２項の規定にかかわらず、すべての入札参加者について確認を行う。ただし、（３）ウにより確認を行っている場合は、この限りでない。

１２　再度の入札の実施について

（１）再度の入札の入札書受付期間は、再度の入札の通知から３０分間とする。

ただし、全員の再度の入札の提出が確認できた場合には、ただちに入札書の受付を締切り、開札することができるものとする。（基準第２２条参照）

例　第１回目の開札 １３：００

第１回目の入札終了 １３：１０

再度入札通知書送信 １３：１５⇒（再度の入札書の受付締切 １３：４５）

（２）「必要により開札日時を変更した場合」とは、運用要領第４（３）イの場合等をい

う。

１３　不落随契について

不落随契については、当分の間、システムによらず、対象者から、見積書を提出させる方法により実施するものとする。（基準第２３条、運用要領１２）

１４　その他

（１）設計図書閲覧

設計図書の閲覧の取扱いについては、従来の紙媒体による入札の例によるものとする。

（公告等において指定する期間、指定の場所において閲覧に供するなどする。）

（２）見積り期間について

見積り期間には、入札公告日および入札書受付期間（２日間）を含むものとする。

（３）その他、入札に当たっての必要事項については、永平寺町ホームページに掲載する。

|  |  |
| --- | --- |
| 別紙様式 | （入札方法変更通知書） |
| 番 号年月日商号・名称代表者名 様永平寺町長入札方法変更通知書下記１の電子入札案件については、入札方法を下記２のとおり変更しましたので通知します。記１ 電子入札案件名・入札書受付期間・開札日時等　　２ 入札方法の変更内容（１）上記の電子入札案件については（変更の理由）により、入札方法を紙入札に変更しました。（２）１の電子入札案件については、削除しました。（３）１の電子入札案件について、すでに送信された入札書は無効とし、開札しません。（４）１の電子入札案件について、入札参加者の方は改めて紙の入札書を提出してください。（５）紙入札に係る入札方法ア 入札日イ 場所（６）紙入札に関する必要な事項等 |

|  |  |
| --- | --- |
| 別紙参考１ | 入札参加資格確認資料および応募資料に代えて送信する文書の記載例 |
| 永平寺町長　様商号・名称代表者名資料の提出について標記について、下記のとおり郵送（持参）により提出します。記１　資料名 例：入札参加資格確認資料２　内容（目録・枚数）３　発送（予定）年月日（または持参（予定）年月日） |

|  |  |
| --- | --- |
| 別紙参考２ | 入札書等を封入する封筒の記載例 |
| （内封筒）工事（業務）名・工事番号・開札日時入札参加者名・担当者名・連絡先（外封筒）永平寺町　入札事務担当課御中工事（業務）名・工事番号・開札日時入札参加者名・担当者名・連絡先（内封筒）工事（業務）名・工事番号・開札日時入札参加者名・担当者名・連絡先入札書（工事費内訳書）在中工事費内訳書在中入札書在中※工事費内訳書と入札書は、それぞれ別の封筒に封入し、さらに別の外封筒に入れ、２重にして郵送 |